

刈谷中央地域包括支援センター便り

令和7年

秋号

〒448-0024

刈谷市下重原町3-120

高齢者福祉センターひまわり内

電話23-0280 FAX25-2498

ちょこっとささえあい【お手伝いできる人】

～大募集！～

ちょこっとささえあいの活動内容

簡単な掃除/買い物/ゴミ出し/布団干し/
簡単な剪定/スマホの使い方/物の整理整頓
季節物の取り換え/狭い範囲の草取り/外出の付添い
(通院、買い物等)/郵便物の配送手続き/簡単な縫物/
花、草木の水やり/話し相手/将棋の対戦相手 など



お手伝いできる人



市内・市外在住問わず、18歳以上で
ちょこっとささえあいセンターが開催する
「ちょこっとささえあい説明会」を受けた方

お問い合わせ

ちょこっとささえあいセンター

☎0566-63-6055

刈谷市東陽町1丁目32-2

(刈谷市民センター内)

受付：火曜日～土曜日 9:00～17:00

☆地域ケア会議を開催しました☆



令和7年6月に行政、医療関係者、障害者支援センター、サービス事業所、地域包括支援センターなど様々な関係者が集まり高齢者支援について話し合いました。地域で安心して生活するために、医療と介護で連携を取りながら検討しています。

地域ケア会議とは・・・

多職種や地域の方たちが集まり、地域の困りごと等を把握して、よりよい地域作りについて話し合う会議のことです。



イラストの答え つかめ (つかめたのは5日目)

* 10月以降の配食サービス変更について *

対象となる方（以下のいずれか）

①【本人+同居人の条件を満たす方】

本人：75歳以上、または65～74歳で要支援・要介護認定あり。

同居人：同居人がいない（ひとり暮らし）、または同居人全員が上記本人条件に該当。

② 上記以外でも…

65歳以上の高齢者のみ世帯やこれに準ずる世帯で、

「アセスメント」により必要と認められた場合は利用可（※事前に長寿課へ要相談）

【配食の内容】

夕食を月曜～金曜のうち週 最大5回まで

【利用料金】

世帯の課税状況により異なる * 非課税世帯：1食 300円（一般食）の補助あり

申込み方法：以下の3点を【長寿課】へ提出

（※②の条件に該当する場合は書類が異なります）

- ・ 配食サービス利用認定申請書
- ・ 配食サービスに係る確約書兼同意書
- ・ 配食サービスチェックシート



お問合せ：刈谷市役所 福祉健康部 長寿課

TEL：0566-62-1011（代表）

※詳細は市ホームページまたは長寿課窓口まで

刈谷中央地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活を持続できるよう支援する「身近な相談窓口」です。

【窓 口】

所在地：刈谷市下重原町3-120（高齢者福祉センター ひまわり内）

TEL：0566-23-0280 FAX：0566-25-2498

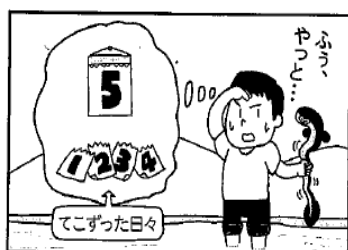
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15



メールでのお問い合わせはコチラから



<頭のやわらか体操>



ダジャレ穴埋め

？ たのは い ？

文中の「？」に同じ言葉をいれて、イラストに合うダジャレを完成させてください。

答え

（答えは裏面へ）